

公益財団法人 生協総合研究所 アジア生協協力基金

2027 年度一般公募助成募集要項

アジア生協協力基金では、日本国内に拠点を置く市民社会組織（NPO や NGO など）や公益法人などが、アジア地域の人々の主体的な参加による協同の取り組みを支援する事業を助成対象として、以下の通り、募集いたします。

申請について

（１）助成の対象となる組織（申請資格）

本基金から助成を受けることができる組織は、次の各項に該当し、本基金の目的に賛同する組織とします。

①日本国内に拠点（事務局など）を有する非政府かつ非営利である次のような組織。

ア) 特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法に基づき設立された特定非営利活動法人。

イ) 公益法人等（公益社団法人・公益財団法人・一般社団法人・一般財団法人）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された法人のうち、公益認定を受けた法人または非営利型法人の要件を満たす法人。

ウ) 任意団体

市民グループなどの法人格を有しない組織（人格なき社団）で、次の要件をすべて満たすもの。

a) 法人組織の定款に準じる規約（会則など）を有すること。

b) 組織の意志決定や事業執行を担う機関（会員総会や運営委員会など）が規約上に明記されていること。

c) 現金などの財産が組織的に管理されており、経理や監査を実施できる体制があること。

d) 政治活動・宗教活動を目的としない組織であること。反社会的な活動を行わない組織であること。

②原則として、直近 3 事業年度（2023 年度・2024 年度・2025 年度）における収入（経常収益など）が平均で「1 億円未満」の組織。

③国際協力分野での活動実績を、3 事業年度以上有する組織（2023 年度・2024 年度・2025 年度に活動実績を有する組織）。

④申請事業を実施するうえで、現地に対等な協力組織カウンターパートをもつ組織。

※カウンターパートとは、日本側の申請組織と協働し、対象コミュニティの主体的な参加を得ながら、地域の課題やニーズの把握、申請事業の企画や実施、住民や関係機関との連絡調整、事業終了後の成果の継続や定着などを担う現地側の組織を指します。

※次の団体は、利益相反や申請組織からの独立性の観点から「現地カウンターパート」として認められません。

ア) 申請組織の海外支部や現地事務所などの“組織内組織”。

イ) 申請組織の役員（代表者・理事など）や職員が、現地で役員を務める組織。

ウ) 申請団体がアライアンス系国際 NGO の構成団体である場合、同じアライアンスの途上国側

の構成団体。

⑤継続申請の場合を除き、過去 2 事業年度以内（2025 年度、2026 年度）に本基金からの助成を受けていない組織（※継続申請に関しては本要項 p. 3 および p. 4 を参照ください）。

※ただし、申請資格①から⑤に該当する団体であっても、次の場合に該当する団体は、本基金の助成を受けることはできず、また、助成の決定後であっても、その事実が判明した時点で、助成は取り消されます。

- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、もしくはその統制下の団体と関係を有している場合。
- ・過去 5 年以内に本基金の助成事業において助成決定の取消や助成金の不適切な使用が認められ返還要請を受けたことがある場合、または、これらの処分を受けた際の団体の役員が申請団体の代表者等の役員として含まれている場合（事業内容の変更や修正による一部返還や、現地の情勢により事業実施が困難になった場合の返還などは該当しません）。

（２）助成の対象となる事業

以下の①～③をすべて満たす事業が対象となります。

①アジア地域で実施される事業。

②社会的に脆弱な立場や経済的に困難な状況におかれた現地の人々を、主要な受益対象者とした事業。

③現地の人々の社会的連帯や経済的自立を目的として、かれらの主体的な参加と協同・組織化を促進する事業。

※上記②および③の趣旨から、次のような事業は、本基金の助成対象とはなりません。

ア) 申請事業の企画運営のプロセスに、カウンターパートを含む現地の人々の主体的な参加や、かれらとの協働が見込めない事業。

イ) 役務や物資の提供、施設の改装や建築、専門家の派遣に留まり、現地の人々の主体的な参加と協同・組織化の促進に向けた施策やプロセスが含まれていない事業。

※ここでいう「役務の提供」とは、たとえば、給食や保育、巡回診療や健康診断、図書室や作業室の開設、講座や研修会の開催など、受益対象者の立場が提供される役務の利用者に限定されるものを指します。

※本基金の趣旨や申請事業の目的に照らして、これらの「役務の提供」が助成対象事業の一部として認められる場合もあります。

ウ) 単発的な研修・セミナー・国際会議などの開催を主な目的とした事業。

エ) 音楽・芸術・芸能・スポーツなどの各種イベント開催を通じた国際交流や友好親善を主な目的とした事業。

オ) 組織や施設の維持管理に係る間接経費や事務局経費などの補てんを目的とした事業。

カ) 新規事業の事前調査、実施事業のモニタリングや事後評価を主な目的とした事業。

キ) 学術的な調査・研究を主な目的とした事業。

ク) 申請団体の関係者や特定の事業者の商業的な利益を目的とした事業、または、それにつながるおそれのある事業。

ケ) 紛争からの避難民や自然災害の被災者などに対する緊急支援を目的とした事業。

コ) 政治活動や宗教活動を目的とした事業。

（３）助成の内容

- ①助成金額は１件当たり上限 120 万円。
- ②原則として、助成期間は 2027 年 4 月 1 日から 2028 年 2 月 28 日まで（2028 年 3 月は助成期間に含まれません）。
- ③助成総額は 720 万円（概ね 6 件の採択）。

※助成総額との関係で、申請金額より減額しての助成となる場合があります。

（４）募集の期間

2026 年 8 月 1 日（土）～2026 年 10 月 31 日（土）

（５）応募の方法

下記の申請書類を準備の上、事務局宛てのメールに添付する形式でご提出ください。原則として、郵送での提出は不可とさせて頂いております。

提出後、受付の返信メールをお送りいたします。書類ご提出後 5 日経っても返信メールが届かない場合には、メールが事務局に届いていない場合もありますので、お手数ですが事務局に必ずお電話（03-5216-6025）にてお問い合わせください。

※申請書類の提出先：ccij_asia@jccu.coop

1	申請書	生協総研 HP (https://ccij.jp/jyosei/asiakikin.html) より入手し、Word ファイル（PDF 不可）で提出ください。
2	助成金の使途説明書	生協総研 HP (https://ccij.jp/jyosei/asiakikin.html) より入手し、Excel ファイル（PDF 不可）で提出ください。
3	最新の計算書類	様式任意。貴組織の収支や財務の現況を把握するための資料として、最新の計算書類（貸借対照表に加えて、収支計算書、活動計算書、正味財産増減計算書など）を提出ください。
4	前年度の事業・活動報告書	様式任意。貴組織の前年度（2025 年度）の事業・活動の実態が把握できる資料を提出ください。
5	今年度の事業・活動計画書	様式任意。貴組織の今年度（2026 年度）の事業・活動の計画が把握できる資料を提出ください。
6	定款・規約（会則など）	様式任意。非営利型の一般社団・財団法人の場合、非営利型の要件を満たす根拠となる書類も合わせて提出ください。継続申請の場合、変更なければ提出不要です。
7	役員名簿	様式任意。継続申請の場合、変更なければ提出不要です。

継続申請（２年目申請・３年目申請）について

一般公募事業では、１年間の助成では不十分な事業も存在するとの観点から、最長 3 年目までの継続申請を認めています。審査は単年度ごとに行うため、毎年同様に申請書類の提出が必要であり、書類選考に加え、実施中の事業の中間・最終報告の状況を加味して採否が決定されます（必要に応じて、プレゼンテーション審査も実施される場合があります）。審査の結果、2 年目以降の助成が認められず、初年度のみの助成となる場合もあることを予めご了承ください。

●継続申請の対象となる事業（申請資格）

- ①前年度（2026 年度）に本助成を受けた事業。
- ②事業対象地および受益対象者に同一のものを含み、事業の継続性が認められる事業。
- ③継続申請が認められるのは 2 年目申請、3 年目申請まで。継続して 4 年目となる申請は認められません。

選考の方法

選考は、1 次審査（書類審査）と 2 次審査（プレゼンテーション審査）の 2 段階で実施致します。継続申請の場合、実施中の事業の中間報告・最終報告の内容の精査をもって、2 次審査に代える場合があります。

（１）書類審査

2026 年 10 月 31 日（土）までに提出された申請書類一式を審査対象とします。11 月中に事務局が書類点検を行い、書類に不備や不明がある場合には申請団体に照会する場合がありますが、照会の有無は審査には関係ありません。2026 年 12 月に予定されているアジア生協協力基金運営委員会にて、書類審査の審査結果が決定されます。

書類審査の結果は 2026 年 12 月末にメールにて通知されます。併せて、提出書類に関する運営委員からの質問事項がある場合には、質問票を同送しますので、プレゼンテーション審査の際に質問事項にご対応ください。

（２）プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査（オンライン）は 2027 年 1 月下旬～2 月頃に、主婦会館プラザエフ 5 階（東京都千代田区六番町 15）にて実施されます。原則として、当日審査に参加できない場合、不採択となります。

プレゼンテーション審査では事前に提出頂いたプレゼンテーションファイル等を元にプレゼンテーション、質疑応答の審査を行います。書類審査・プレゼンテーション審査を踏まえた最終的な審査結果は、2027 年 3 月 10 日（水）までにメールにて通知されます。

選考スケジュール（予定）

2026 年 8 月 1 日	募集開始（募集要項・申請書の公開、申請書の受付開始）
2026 年 10 月 31 日迄	申請書類の提出締切
2026 年 12 月末	1 次審査（書類審査）の結果通知
2027 年 1 月下旬～2 月	2 次審査（プレゼンテーション審査）の実施
2027 年 3 月 10 日迄	最終的な審査結果の通知

選考のポイント

本助成では、社会的に脆弱な立場や経済的に困難な状況におかれた人々の社会的連帯や経済的自立を最終的な目標とし、それを達成する手段や仕組みの中に、現地の人々の主体的な参加や協同・組織化の要素が組み込まれている事業を評価しています。

これは社会的連帯や経済的自立のためには、外部の力に依存しないように現地の人々の主体的な参加が不可欠であり、単独では解決が困難な課題に対して人々が協力して取り組むことにより、個人だけではなく、地域コミュニティ全体の厚生が高まることを期待しているためです。

上記を踏まえた上で、下記のようなポイントで選考を行っています。

（１）基金の趣旨との合致性

- ①現地の人々の主体的な参加につながる事業であるか。
- ②現地の人々の協同・組織化につながる事業であるか（※生協や協同組合といった組織形態にこだわる必要はありません）。
- ③現地の人々の生活向上に寄与する事業であるか。

（２）実行可能性

- ①現地のニーズや課題が事前に把握されているか。
- ②目的を実現するための事業計画や資金計画が適正であるか。
- ③申請組織について、申請事業の実施に必要な組織としての能力や実績があるか。

（３）事業の影響の範囲と持続可能性

- ①特定の個人や非常に狭い範囲に受益対象者が限定されていないか。
- ②申請事業が起点や事例となって、現地の多様な関係者の参加を得ながら周囲に波及していくこと（社会的インパクト）が期待できるか。
- ③本基金の助成終了後も申請事業が自立的に継続し、成果が持続していく見通しや仕組みがあるか。

運営委員（2026年7月時点 委員50音順）

委員	渋澤 温之	パルシステム生活協同組合連合会 理事長
委員	嶋田 裕之	日本生活協同組合連合会 副会長
委員	長畑 誠	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 教授
委員	湯本 浩之	元宇都宮大学大学院 地域創生科学研究科 教授
委員	吉村 真子	法政大学 社会学部 教授

（１）採択された場合の事業成果の報告・公開の義務

採択された場合、以下の報告を行うことが、当基金からの助成の条件となります。

- ①2027年9月30日までに所定の様式で「中間報告書」を提出すること。
- ②2028年3月31日までに「事業終了報告書」を提出すること。
- ③2028年4月中旬～5月上旬（予定）に「事業成果報告会」（主婦会館プラザエフ 5 階、東京都千代田区六番町 15）に出席し、プレゼンテーション報告を行うこと。

（２）事業評価（助成成果確認事業）へのご協力のお願い

事業評価の一環として、過去の助成事業の現地視察を実施する場合があります。2015 年度には 3 カ所の事業視察、2018 年度には 2 カ所の事業視察を行いました。すべての事業が視察対象になるわけではなく、事業の内容や実施地域を踏まえた上で、一部の事業のみ視察を行います。

助成成果確認事業の対象となった場合、事前に事務局からお問い合わせの上、現地視察へのご協力をお願いをする場合があります。助成成果確認事業に関わる経費（人件費含む）はすべて生協総研で負担いたします。可能な限りのご協力をお願いしております。

（３）情報の公開・広報

プロジェクトの進行状況を生協総研のウェブサイトで紹介することがあります。また、事業終了報告書に基づき、助成組織のご協力を得て、『アジア生協協力基金事業報告書』を作成し、生協総合研究所の評議員会や理事会に報告するほか、対外的な広報活動に利用します。

（４）助成金の一部または全額の返還を求める場合

助成が決定された事業でも、次の場合には助成決定を取り消します。また、すでに助成金が交付している場合は、期限を定めて助成金の全額又は一部を返還していただきます。

- ① 偽りその他の不正な手段により助成決定又は助成金の交付を受けた時。
- ② 助成金を助成対象事業以外の用途に使用したと認められた時。
- ③ 助成対象組織の事業実施の根拠を示す資料・証憑・写真等の不足により、事業実施の事実確認ができなかった時。
- ④ 中間・最終報告において提出書類の一部または全てに捏造・改竄の事実が認められた時。
- ⑤ 助成対象事業の計画の一部または全てを実施期間内に遂行できなかった時。

（５）経費支出における節約への努力

助成金が有効に活用できるように、予算計画および経費支出においては節約に努めてください（国際航空券はエコノミークラス、海外宿泊経費はツーリストクラスの利用など）。

（６）助成金を管理する銀行口座等について

原則として、助成金を管理する銀行口座等の名義は、個人名義ではなく、団体名義でなければなりません。止むを得ない事情により個人名義を使用する場合には、事前に事務局の承認を得てください。

（７）使途を明示しない一括資金提供の禁止

助成事業の性格上、カウンターパートや現地組織などに使途を明示しない一括資金の提供を行うことは認められません。

助成決定後の手続き

（１）覚書の締結

助成決定後、助成組織の代表者は、生協総研と覚書を取り交わし、これに基づいて事業を実施することとします。

（２）助成金の支払い

- ①助成組織は、生協総研の指定した書式で、助成金を請求します。
- ②原則として、2027年4月10日までに、助成組織を名義人とする金融機関口座に助成金全額を振り込みます。

（３）申請時計画の変更

申請時の事業計画に変更が生じた場合、変更の大小に関わらず、事前に事務局に連絡の上、変更について承認を得るようにしてください。

お問い合わせ先

申請に伴い提供いただいた情報は、当該用途以外に使用することはありません。その他ご不明の点は、下記事務局宛てにお早めにご相談ください。

公益財団法人 生協総合研究所 アジア生協協力基金公募 係
〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6F
Tel : 03-5216-6025 E-mail : ccij_asia@jccu.coop